

# 平成 2 9 年 第 2 回 教育 委員 会

## 定 例 会 議 事 録

平 成 2 9 年 2 月 1 0 日

東 久 留 米 市 教 育 委 員 会

平成29年第2回教育委員会定例会

平成29年2月10日午前10時03分開会  
市役所3階 会議室

- 議題 (1) 議案第7号 「東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕(平成27年11月)平成29年度事業計画」について
- (2) 議案第8号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- (3) 議案第9号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- (4) 諸報告
- ①教科書採択における公正確保に向けた規定整備について
- ②平成29年度東久留米市特別支援教育保護者説明会について
- ③その他
- 

出席者(4人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄
欠席委員	
委 員	名 取 はにわ

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 明 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 2人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時03分)

- 直原教育長 これより平成29年第2回教育委員会定例会を開会します。本日は名取委員が欠席です。

---

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。  
○尾関教育委員 はい。

---

### ◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方ですが、議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。
- 小島教育総務課長 「議案第11号 いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」を追加します。進め方ですが、「議案第10号 東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について」及び追加議案の議案第11号はいずれも人事案件であるため、諸報告を行った後に非公開で審議をお願いしたいと思います。その際、先に、議案第11号の審議を行っていただきたいと思います。
- 直原教育長 委員の皆様にお諮りします。「議案第11号 いじめ問題対策委員会委員の解嘱及び委嘱について」を追加すること、また、進め方ですが、「議案第10号 東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について」そして、追加議案の第11号はいずれも人事案件であるため、日程の最後に非公開で審議を行うということ、またその際、先に、議案第11号の審議を行いたいという説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)
- 直原教育長 では、そのように進めさせていただきます。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいます。  
○直原教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお配りしている資料については、ご入用の場合はお持ち帰りいただけます。なお、議案第10号及び第11号はいずれも人事案件ですので非公開の審議になります。その際に、傍聴の方にはご退席をいただきますので、よろしくをお願いします。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。昨年の12月26日に開催した第9回臨時会の議事録についてご確認いただきました。尾関委員、名取委員、細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 議事に入ります。「議案第7号『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月）平成29年度事業計画』について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第7号 『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年度11月）平成29年度事業計画』について」、上記の議案を提出する。平成29年2月10日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、平成30年度までの5年間の計画期間である『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月）』により市の教育行政を推進するため、単年度計画を作成する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

○小島教育総務課長 『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月）』の計画期間は、平成26年から平成30年までです。平成29年度の事業計画の概要を説明します。資料5ページが教育総務課所管の案件です。四つの柱のうちの「3 信頼される学校づくり」「⑤安全・安心な学校づくり」「e)教育環境の充実」ということで、29年度は、南町小学校東校舎のトイレの改修工事、神宝小学校西側校舎棟の大規模改造工事、第五小学校の図工室を普通級室に改修し、北側用地に特別教室棟を新築します。このほか、6ページ目になりますが、第六小学校配膳室の耐震補強工事、中央中学校コンピューター室・家庭科被服室の空調機の改修工事を計画しています。

○廣瀬学務課長 学務課の施策について幾つかピックアップして説明したいと思います。5ページをお開きください。「3 信頼される学校づくり」「⑤安全・安心な学校づくり」の具体的施策には「a) b) c) d) e)」とあります。「d) 学校給食の充実」で○が二つあります。一つ目は「『東久留米市小学校給食調理業務委託推進計画』に基づき、安全・安心な調理体制を確立するため、小学校給食の調理業務委託を推進します」として、平成29年度からは第五小学校の委託化を進めていきます。○の二つ目「『学校給食におけるアレルギー児童・生徒対応マニュアル』に基づき、校内体制を整え、」という部分については、去る12月1日の教育委員会において報告させていただきましたが、新しいマニュアルに沿って対応していきます。6ページをご覧ください。引き続き、「⑤安全・安心な学校づくり」のe)の上から三つ目、「通学路の防犯カメラ」についてです。平成28年度からの3カ年計画により、全13校の小学校の通学路に防犯カメラを設置するものですが、29年度においては第二小学校、第五小学校、第六小学校、小山小学校及び神宝小学校への通学路への設置を実施します。同じく「⑦学校の適正規模・適正配置」「a) 学校の適正規模・適正配置の実施」のところです。「小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます」とありますが、平成28年2月に取りまとめられました「東久留米市学校適正配置等に関する検討委員会報告書」をもとに、下里小学校の保護者の皆様を中心に学校評議員の皆さん、近隣自治会の皆さん、下里中学校地区青少年健全育成協議会の皆さんと意見交換の場として地域懇談会を立ち上げていまして、引き続き意見交換していくというものです。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課の事業については、3点ほど新たなものを紹介します。7ページをご覧ください。「4 生涯学習社会の構築」「③文化財の保護と活用」「a) 文

化財の調査と保護の推進」では新山遺跡展示施設の老朽化に伴い、改修工事を行うこととしています。露頭展示をしているものを埋め戻し、レプリカ展示に変更していくこととしています。「④市民スポーツの振興」「b) スポーツ環境の整備」の二つ目の○ですが、上の原屋外運動施設については補助金などを活用し、開設に向けた準備を29年度には開始します。「⑥放課後子供教室の実施」「a) 放課後子供教室の推進」では、平成27年度から小学校全13校のうち3校でスタートしている「放課後子供教室」について、平成29年度は駅東側で1校、西側で2校の3校で新たに開設を行います。また、平成30年度以降での実施校については既に開設している学校の状況を見ながら、運営方法の検討も含めて拡大へ向けて準備を開始するとしています。

○岡野図書館長 図書館の事業計画について説明します。6ページから7ページになります。

「4 生涯学習社会の構築」「②図書館サービスの充実」の具体的な施策としては、これまでも「a) b) c)」の三つがありました。29年度もこの方向で進めていきます。また、本年1月、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」が決定したので、「d) 効率的で持続可能な図書館運営の推進」という具体的な施策を追加しました。29年度の特徴としましては、中央図書館にWi-Fiの設備を設置しますので、インターネットを使った図書館サービスを充実していくということ、活字資料とインターネット情報のハイブリットな利用を目指していきます。また、同時に、多言語対応や障害のある利用者に対する窓口対応にICTを活用していくことを考えており、利便性の向上や利用の促進を図っていきたくと考えています。

また、来年度の大きな特徴としては、c)の「子ども読書活動の推進」で、「子ども読書活動推進計画」に基づき「子ども読書応援団」を結成し、市民協働で、子ども読書活動の具体的な推進を図っていきたくという事業計画になっています。d)については、新たな図書館運営に向けた準備を進めていくということで、具体的には平成30年度からの地区館の指定管理者の選定を予定しています。

○穴戸指導室長 指導室の事業計画について説明します。80項目ほどありますので、今年度からの主な変更内容を中心に説明します。1ページ目をご覧ください。「1 人権尊重と健全やかな心と体の育成」「②道徳教育の充実」「a) 道徳授業の改善」です。「考え、議論する」道徳へ向けた指導法の研究を進め、全小・中学校において1年間で行う35時間のうち、小学校低学年は19時間、中学年は17時間、高学年は13時間、中学校は11時間において、学校の指導の重点に合わせて「特別の教科 道徳」の内容項目を実施します。「③いじめ防止教育の推進」「c) 情報モラル教育の推進」の三つ目です。「SNS東京ルール」を踏まえ、学校では児童・生徒が話し合って策定した「SNS学校ルール」については、今後、新しいサービスや機器等が出現することに合わせ改訂の検討をします。また、家庭に対しては、保護者と子供が話し合っ「SNS家庭ルール」をつくるように勧めていきます。

2ページの「④不登校問題への対応」「(a) 不登校問題への対応」ですが、不登校児童・生徒については学期や学年の節目などに、不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、その要因を解消するための支援策等を研究していきます。「⑤防災教育の推進」「a) 防災教育の推進」では、東京都教育委員会が作成した防災ノート「東京都防災」を有効に活用し、学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実するとともに、7月から9月までの「防災ノート活用促進月間」の取り組みを通して、学校と家庭・地域における防災への意識を高めていきます。「⑥オリンピック・パラリンピック教育の推進」「a) オリンピック・パラリン

ピック教育の推進」では、全小・中学校において、各教科等で今年度の実践を踏まえてオリンピック・パラリンピック教育年間指導計画を作成し、全学年年間35時間を目安として、「オリンピック・パラリンピック学習読本」「オリンピック・パラリンピック映像教材」及び「オリンピック・パラリンピック学習ノート」を活用した指導を進めていきます。「⑦体育・健康教育の推進」「a)子どもたちの体育・健康教育の充実」の三つ目ですが、運動会や持久走大会等の体育的行事及び水泳や運動の部活動においては、児童・生徒の安全、事故防止の観点から計画や運営を行うこと、児童・生徒の心身の発達段階や性別、体力、経験等を踏まえた適切な指導を行うこと、全教職員が十分な安全配慮のもとに、指導に当たることにより、児童・生徒の安全確保を図ります。「2 確かな学力の育成」「①基礎的・基本的な学力の定着」「a)学力の定着を図るための取り組みの推進」ですが、市学力調査を「小学校卒業時・修了時学習定着度調査」に再編成し、小学校2年・4年・6年、中学校2年の2月に実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、学習面での情報を小・中学校で共有し合い、連携して学力向上に向けた取り組みを行います。一番下の段の「国語カステップアップ学習」を全小中学校に広げて実施し、確かな国語力を身に付け、全教科等で思考力、判断力、表現力を伸ばさせるために、身に付けた力を使ってさらに学んでいく授業への改善を図るとともに、国語の指導を支援する学力向上指導員を小中学校に配置することにより、国語力の向上を図ります。

3 ページ目、2の「③グローバル社会で活躍できる人間の育成」「b)英語教育と国際理解教育の推進」です。海外派遣研修で新しい英語教育を学んだ中学校英語科教員を中心とした研修や英語教育推進リーダー中央研修受講者が実施する還元研修等を進め、授業改善を推進します。二つ目、小学校における英語の教科化を見据え、第5・6学年は年43時間の外国語活動、第3・4学年は年16時間の英語活動において、国、都が作成した教材や本市が作成した「ALT活用推進資料集」から指導内容を各校で決定し、実施していきます。

4 ページ目の「3 信頼される学校づくり」「②地域との連携」「a)外部人材の活用について」です。外部の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、東久留米市社会福祉協議会や子ども家庭支援センター等と連携した授業を行ったり、ボランティアの方に本の読み聞かせやうどんづくり、川遊び、伝承遊び、華道、茶道体験、和楽器等の指導をしていただいたりして、市内在中の方に教育活動協力者として学校教育にかかわっていただく機会を増やします。「③教員の資質・能力の向上」「a)教員の授業改善、指導力の向上の推進」です。二つ目の小学校への指導室訪問では、研究授業は国語で行い、全学級の国語の授業を参観します。国語の指導法を研修することで、国語の授業改善を図り、児童に基礎的・基本的な学習内容を身に付けさせます。その下の段、小学校英語教科化を見据え、英語教育推進リーダーを核として、効果的に「話すこと」の指導ができるように、小学校教員の英語力、英語指導力向上に向けた研修を実施します。さらにその下の段です。中学校への指導室訪問ですが、研究授業は道徳で行います。専門性の高い教科だけでなく、道徳の指導法を研修することで、道徳の授業改善を図り、「特別の教科道徳」への円滑な移行を進めます。

5 ページ目、「④特別支援教育の充実」「c)特別支援教室の設置」ですが、小学校全13校に特別支援教室を設置し、拠点校となる第六小学校、第七小学校、第一小学校、第九小学校の4校に配置した専門性の高い教員が巡回指導を行うことで、発達障害のある児童に対

してきめ細かな指導を行っていきます。

最後になります。6 ページ目「⑥教科書採択の適正な実施」「a)教科書採択の適正な実施」の二つ目ですが、平成30年度使用の小学校「特別な教科 道徳」の教科用図書を適正かつ公正に採択します。以上です。

○直原教育長 主な部分について、所管課長から報告してもらいました。ご質問等はいかがでしょうか、ご意見でも構いませんが。

○尾関教育委員 毎年のことですが、しっかり書かれていますので、これを全部きちんとやっていただければと思います。

例えば、「南町小学校のトイレ改修」がありました。ほかにもこの事業計画になくても設備面、あるいは指導面も含めて必要だと把握された場合は臨機応変に取り組んでいてもらいたいと思います。老婆心ですが、事業計画にないからという理由で逡巡しないようにしてもらいたいと思います。

○細田教育委員 防犯関係で伺います。東久留米市の中にも危険な所はたくさんあると思うのですが、私は昨年、大門中学校の南側の垣根が高くなっており、非常に危険であるとお話ししました。一昨年には、若い男性が、造園業者の植木が埋まっている所で女装に着替えて歩き回っているということがありました。今、また、同校南側の垣根が高くなってきたので、暗くて危険なので切ってほしいという話が保護者からあり、教育委員会にお願いしたわけです。校長からも教育委員会に要望書などは提出されていると思うのですが、まだ伐採されていません。学校関係の危険な所について保護者から上がってきている要望ですから、何かあってからでは遅いので早目に対応していただけたらと思います。

○直原教育長 今の件について話は聞いていますか。

○小島教育総務課長 前にも話は聞いていまして指導はしているのですが、早急に対応したいと思います。

○細川教育委員 中央図書館でWi-Fiサービスを行っていくということですが、今後は学校でも電子辞書などの通信媒体を使っていくことが多くなっていくと思います。中学校等でもタブレットの使用を始める中学校がありますが、1校や2校ではなく、なるべく早く市内全ての中学校で使ってほしいと思います。そうなった時、電波事情が悪いことのないように対応していただきたいと思います。

○宍戸指導室長 情報教育にタブレット等のICT機器を活用した指導については、来年度、小学校2校、中学校1校がモデル校として行っていきます。それをもとにパソコン教室のパソコンの入れ替えを含め、情報機器の内容について検討していきたいと考えています。

○直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。「議案第7号『東久留米市教育振興基本計画〔改訂版〕（平成27年11月）平成29年事業計画』について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第7号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次に「議案第8号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正につ

いて」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○**師岡教育部長** 「議案第8号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成29年2月10日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、「東京都立学校の管理運営規則」に倣い、規定を整備するなどの必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○**穴戸指導室長** 「議案第8号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」説明します。「東京都立学校の管理運営規則」等に倣い、規定を整備するなどの必要があるため一部改正を行うものです。東久留米市立学校の管理運営規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条に基づき、東久留米市の小学校及び中学校の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取り扱い、その他、管理運営基本的事項について必要な事項を定めたものです。本規則の関連する制度はさまざま多岐にわたり、規定する内容や文言についてはそれらにおける改正等により、それに合わせた整備を適宜行う必要があります。

ついては2枚めくっていただくと新旧対照表がありますが、こちらのとおり文言の修正、文言の追加等により規定整備を行うものです。なお、本規則の一部改正により、学校運営管理運営における影響があるものではありません。説明は以上です。

○**直原教育長** ただいまの件について、ご質問あるいはご意見はありますか。規定整備ということで実態として何かが変わるというものではないということです。

採決に入ります「議案第8号 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第8号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**直原教育長** 次に「議案第9号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○**師岡教育部長** 「議案第9号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成29年2月10日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）の改正等に伴い、規程を整備する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○**穴戸指導室長** 「議案第9号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」を説明します。学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）の改正等に伴い、規程を整備する必要があり、一部改正を行うものです。これは平成29年1月1日から、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間制度が導入されることに伴い、出勤簿の表示を加えることからです。3枚めくっていただいて、4枚目の新旧対照表のとおり、現行規程上、表示種別に過不足がありましたことから、合わせて規程中及び別表について文言整理しています。

○**直原教育長** 本件についてご意見やご質問はありますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。「議案第9号 東久留米市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正につ

いて」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第9号は承認することに決しました。

### ◎諸報告

○直原教育長 次に、諸報告に入ります。「①教科書採択における公正確保に向けた規定整備について」から説明をお願いします。

○穴戸指導室長 「①教科書採択における公正確保に向けた規定整備について」です。文部科学省は、昨年度来明らかとなっている教科書発行者による一連の不適切な行為を受けて、規則の改正や、教科書採択における公正確保に関する通知を発出しており、東京都教育委員会は、「利害関係者との接触に関する指針」及び「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」を改正しました。これを受けて、本市においても、教科書採択の公正確保について、必要な規定整備を行い、より一層の公正確保を図っていくこととし、これを報告するものです。

このたび、このことによる新たな二つの規定等の制定と二つの要綱を一部改正しました。新たに制定しました規定として、一つ目が利害関係者との接触に関する指針です。指針本文をご覧ください。東久留米市学校職員服務規程第11条において利害関係がある者との接触規制について、職員は自らの職務に利害関係がある者、または、自らの地位等の客観的事情から事実上、影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係があるものから金品を受領し、または利益もしくは便宜の供与を受ける行為、その他職務遂行の公正さに対する市民の信頼を損なう恐れのある行為をしてはならないと規定しています。これをより具体化し必要な事項を定めることとし、東京都の制定する指針に倣い、本指針を制定しています。

本指針の概要としては「2 利害関係者との接触に関する職員の遵守事項」として、密室での接触を避けるなどの環境整備に努めることや、やむを得ず接触する場合の上司への事前及び事故の報告をすることなど、職員及び管理監督者の遵守事項を規定しています。

「3 利害関係者との接触についての原則（禁止事項）」として禁止行為を規定し、その例外として、職務執行の公正さに対する市民の信頼を損ねる恐れがない場合と判断できる場合に限り、4により上司の承認を得ることができる場合を規定しています。めくっていただくと、「5 事前に上司の承認が得られなかった場合」について、速やかな上司への報告及び承認を得ることには合わせ、適切な対応指針を規定しています。最後に、教科書作成等に関することについて、この後説明する「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」においてより具体的な内容を規定していますが、「7 教科書会社又は教科書会社との接触について」は厳正な対応を規定し、最後の次のページ「8 校長又は副校長以外の職員が教科書作成等に従事することについて」、事前に上司の承認を得るとともに、兼業の許可を得ることを規定し、「9 教科書・教師用指導書・教材以外の現行の執筆について」謝礼又は報酬を得て従事する場合は、上司の承認を得なければならないことを規定しています。

続いて、新たに制定しました規定として、二つ目が「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」です。ガイドライン本文をご覧ください。東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程第3条において、兼業の許可について規定しており、兼業においても、とりわけ、教科書採択及び教材選定の公正さを確保し、教科書・教師用指導書及び教科書に準拠するあらゆる補助教材の作成、執筆を規制することを

目的とし、東京都の制定するガイドラインに倣い、本ガイドラインを制定しています。本ガイドラインの概要としては「3 教科書作成等」として、教員等が教科書作成等に従事する場合の条件を明確にし、校長、副校長及び教育委員会事務局職員においては教科書作成等に従事できないこととしています。「4 教科書・教材会社との意見交換」「5 教科書、教師用指導書及び教材以外の教育関係の原稿執筆・編集等」に従事する場合において、上司の承認又は兼業の許可を受けなければならないことなどを明確にしています。最後に、「6 許可の制限」として、兼業許可に当たっての制限事項を定めています。

おめくりいただき、続いて、一部改正した要綱の一つ目が「東久留米市教科用図書採択要綱」です。平成28年10月31日付で「東京都教育委員会教育長より通知された教科書採択における公正確保の徹底等について」において、教科書採択に関与する資格要件にかかわる内容の追加がありました。そこで、東京都教育委員会教育長の通知に準じて、要綱の一部追加、改正をしています。本文をご覧ください。一番下、第6条(1)「ウ 教科用図書及び同指導書の著作・編集者（個別に意見調書を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、または協力したものを含む。）でない。」ことが追加された部分です。また、道徳の教科化、小学校への外国語の導入等に伴い、文言の追加と改正を行っています。

続いて最後になりますが、おめくりいただき、一部改正した要綱の二つ目、「東久留米市教科用図書採択要綱実施細目」です。こちらは「選定調査委員会」を「教科用図書選定調査委員会」と改正するなど、「東久留米市教科用図書採択要綱」に準じて文言等の整理を行っています。報告は以上です。

○直原教育長 以上、一連の規定整備です。膨大なものですが、ご質問等ありましたらいかがでしょうか。

○尾関教育委員 教科書問題はマスコミ等でもずっと騒がれている話ですが、今までの慣習とは違い、こういう形で変わったということ、教員の方たちに徹底していただきたいと思えます。

○宍戸指導室長 もちろん、学校には校長等を通じて教職員全体にしっかりと丁寧に周知していきたいと思えます。

○直原教育長 ほかよろしいでしょうか。次の報告事項「②平成29年度東久留米市特別支援教育保護者説明会について」、お願いします。

○宍戸指導室長 資料の「平成29年度東久留米市特別支援教育保護者説明会実施案」をご覧ください。来年度の6月22日（木曜日）に、本市の特別支援教育保護者説明会を予定しています。この説明会は、昨年度策定した東久留米市特別支援教育推進計画の指針に、特別支援教育についての理解促進に基づき実施するものです。詳細については統括指導主事から説明します。

○富永統括指導主事 本保護者説明会は、目的として、特別な支援が必要な市立小・中学校の児童・生徒の保護者及び次年度市立小学校へ進学する幼児の保護者に対して、東久留米市の特別支援教育についての情報を発信し、継続的な指導が受けられるよう支援することとしています。開催日時と場所は、平成29年6月22日（木曜日）午後2時30分から、本市役所7階701会議室での開催を予定しています。市立小・中学校に児童・生徒が在籍している保護者及び次年度市立小学校へ進学する幼児の保護者を対象として、本市の特別支援教育について説明するとともに、本市に設置されている各学級の代表者からの説明、学級ごとの

個別相談等を行う予定です。今後は東久留米市特別支援教育保護者説明会実行委員会において検討及び準備をしていきます。

○直原教育長 ただ今の件について、何かご質問等がありますか。各学校の協力を得て行っていくこととなります。よろしければ次の報告事項をお願いします。

○宍戸指導室長 資料の「平成28年度東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会報告」をご覧ください。平成28年度東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会を、先週の1月30日（月曜日）午後2時から、市役所6階602会議室で実施しました。出席者は委員長の後藤教授、委員の横山臨床心理士、馬場准教授と、委員長の要請により参加していただいた大山弁護士です。なお、委員の佐々木弁護士は欠席でした。対策委員会での市教育委員会からの報告と委員会の主な意見については、統括指導主事から説明します。

○富永統括指導主事 先ず、市教育委員会からの報告について説明します。いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめについてです。こちらについては平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されて3年が経過した今年度、文部科学省において平成28年6月から平成28年10月までに6回のいじめ防止対策協議会が行われました。そのいじめ防止対策協議会で議論された内容を取りまとめ、平成28年11月2日に公表したものが、資料1の議論の取りまとめとなります。本市ではこの議論の取りまとめに基づき、点検表を作成し、各校の取り組み状況について確認しました。その状況について報告するとともに、本市のいじめの現状についても報告しました。ここで合わせて、本市の状況についても報告したいと思います。

先ず、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のまとめ」に基づく、学校の取り組み状況について説明します。この議論の取りまとめにおいて、さまざまな課題とその課題に対する対応の方向性が示されました。資料2をご覧ください。本市では課題と対応の方向性から、16項目の点検項目に絞り各学校で点検を行いました。①と②が「いじめの認知」について、③から⑥までが「いじめ防止基本方針」について、⑦から⑩までが「学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有」について、⑪と⑫は「いじめの未然防止・早期発見」について、⑬と⑭は「いじめの対処」について、⑮は「重大事態への対応」について、⑯は「法の理解増進等」についてです。

続けて、資料3をご覧ください。資料2の市内小・中学校の20校の結果です。本市では1月23日現在で、多くの学校が全ての項目を「している」と答えています。⑤に「今後、実施もしくは周知する予定である」に○を付けた2校については既に検討を終了しており、修正を行っている最中です。めくっていただくと裏面に⑯の項目があります。この⑯に「今後実施もしくは周知する予定である」に○を付けた1校は、3学期に行う評議員による学校評価の評価項目に入れる予定になっています。この結果から、各校とも、いじめ問題の解決に向けて取り組んでいることが分かると思います。今回だけで終わらせることがないように継続的に点検を行い、いじめに対する意識を高く保つ必要があるかと思えます。いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめに基づく学校の取り組み状況の説明は以上です。

続いて、文部科学省が実施しました、平成27年度のいじめについての調査をもとに、東京都全体の傾向と本市の状況を合わせてお伝えさせていただくとともに、今年度の取り組みの状況について説明します。資料4をご覧ください。本資料では、東久留米市におけるいじめ

の状況の3年間の経年変化を、そして、資料5は平成28年度4月1日から6月30日までのいじめ防止強化月間である「ふれあい月間」の集計結果です。なお、資料4は毎年年度末に調査が行われるため、平成27年度のものとなっています。今年度の調査はこれから実施される予定です。また、今年度の状況についての資料5については、2学期分の集計が現在進められているところです。そのため、本委員会では確定している6月の資料により説明します。

資料をもとに、東久留米市の傾向を説明します。資料4の表の1番下にある表2-3、平成27年度小・中学校におけるいじめの状況（全国・東京都・東久留米市の比較）をご覧ください。平成27年度いじめの発生については、東京都と比べて1校当たりの発生件数は少なくなっています。これはその上にある表2-1、表2-2に示している過去の調査で同じ傾向が見られることから、昨年度のみの特異な状況ではなく、本市の特徴であることが言えるかと思えます。しかし、いじめの認知については、いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめにおいて、いじめの定義の学校現場への浸透が不十分である、または、いじめの定義の広範さにより教職員において定義の解釈に差が生じているとあるように、いじめの認知の仕方が課題として挙がっています。今年度に、いじめの認知について校長会や副校長会、そして生活指導主任会などのさまざまな場において、本市では指導し見直しを図りました。

続いて、資料5「平成28年度6月ふれあい（いじめ防止強化）月間の集計結果について」をご覧ください。4月から6月までの3カ月間でいじめの認知件数は小学校で53件、中学校で19件になっています。小学校では平成27年度はいじめの認知件数を既に超えており、中学校では昨年度の6割を超えています。現段階で、学校間でのいじめの認知件数に差がありますので、引き続き、このいじめ認知については学校を指導していきたいと思えます。また、いじめの早期発見、早期対応については、今後も引き続き指導、啓発をしていきます。また、いじめの解決後も継続して様子を見ていくように指導するとともに取り組んでいきたいと思えます。

資料4にお戻りください。右端の解消率についてです。平成25年度と平成26年度は、本市のいじめの解消率は100%となっていました。しかし、平成27年度は小学校で76.2%、中学校で93.5%と下がっています。いじめは複雑化しており、解決に時間がかかるという事案が増えてきているということが分かります。現場では教員が組織的に継続的な対応をする中で、1件1件今解決に向けて確実に進んでいるところです。

再び、資料5の今年度前半の状況について説明します。小学校の状況ですが、認知されたものは53件あり、継続中の件数は5件あります。いじめの案件については、アンケート等を活用した被害児童からの訴えが一番多いということになっています。また、学級担任制のため、校内の教職員の中では学級担任によるいじめの発見が主なものとなっています。

一方、中学校では認知された19件のうち12件は解決に至っていますが、7件は継続中ということでした。ただし、このうちの2件については7月に解決に至っています。また、中学校では小学校同様、アンケート等を活用した被害生徒からの訴えが最も多くなっています。なかなか自分のことを話たがらなくなる発達段階を踏まえると、アンケートなどを活用したり、相談相手となる窓口を複数用意したりすることが重要であると考えています。一番下のグラフをご覧ください。小・中ともに、いじめの対応状況として、複数の対応を組み合

わせて行っていることが分かります。いじめの対応においては情報を共有し、組織として対応することが重要になってきます。そのような点では今後の複数の組織としての対応が図られるよう、さらに指導を徹底していきたいと思います。本市の小中学校のいじめの現状についてはこのような状況です。

その報告の後に、委員の方々からご意見をいただきました。主な意見について報告します。最初の資料にお戻りください。主な意見には「いじめを受けている本人がもっと早く話してくれたら解決に至っただろう事案も多くある。悶々と悩んでいるときに話せる相手が学校にすることが大切である。」というご助言、ご意見をいただいています。そのほかにも、「日常的にも関わっている担任が、子供の表情や行動から敏感に気持ちを汲み取ることが何よりも大切である。感じ取るセンサーを敏感に働かせてほしい。」「担任は、子供の不調を察して、『あなたのことを見ているよ。』などの声掛けをすることが大切である。思うように解決に至らないときも、その声掛けによって、担任はよい関係を当該児童と保つことができる。」「子供たちには、嫌なことをされたときにどう対処していくかという力をつけることが大切である。教師はそのためにさらにどんなに力が必要か考え、育てていく必要がある。また、その力をつける取り組みは1回やって終わりではなく、日常的に継続的に取り組んでいかなければならない。」「教員に対して周知することと、教員が理解することは同一とは限らない。理解しているかどうかは、実際の取り組みを確認する必要がある。」「いじめとして認知したとき、どう認知したか、どう解決したかなどの技術や手段、対応の仕方等教員が共有し、その力を一層磨く必要がある。」、そういったご意見をいただいています。

- 直原教育長 報告がありましたように、先日、いじめ対策委員会を開催しまして、その際に現在の本市のいじめにかかわる各学校の状況について報告したということです。ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。
- 尾関教育委員 委員会の内容を伺い、この問題に対する取り組みをしっかりとやっていただいていると思いますが、いわずもがなですが、認知件数は少ないほうが良いと学校現場で思わせないようにしてもらいたい。件数の問題ではなく、その解決する方が重要なわけですから。そのことについては指導室でも言っていると思いますが、念のため意見として言っておきたいと思います。
- 細川教育委員 担任と子どもの関係が、学校生活で一番多く接している部分だと思いたいで、先生からは優しく、「見ているよ」という声掛けがあるということがとても大切だと思いました。子ども同士でも今はLINEにより、何かあると非常に早く情報が拡散し、家に帰って携帯を見たら既にLINEにいっぱい入っていることもかなりあるらしいです。これからも担任と親との連携を取っていただきたいと思います。
- 直原教育長 学校への説明はどういう状況になっていますか。
- 富永統括指導主事 先ずは校長会を通して、先ほどの資料1の議論の取りまとめの周知を図り、学校に伝えています。今後については、この結果等を踏まえて学校に伝え、指導していきたいと思っています。また、後半にお話ししました対策委員会のご意見については、既に定例校長会で校長先生方には伝えており、こういった点について十分配慮していただきたいということで、教員への指導の徹底をお願いしているところです。
- 直原教育長 本件よろしいでしょうか。ほかに報告事項はありますか。
- 師岡教育部長 ありません。

○直原教育長 委員の方々からは特にありませんか。なければこれより非公開の会議に入ります。ここで傍聴の方ご退席をお願いします。

(傍聴者 退席)  
(公開しない会議を開く)

---

※平成29年第2回定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年3月28日

教育長 直原 裕(自 署)

署名委員 尾 関 謙一郎(自 署)